

●第 14 回広島市都市計画審議会(H16 年2月 10 日開催)

議 案	名 称 等	議 案 の 内 容
<p>広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する意見照会について (広島県決定)</p>	<p>広島市全域</p>	<p>都市計画法の改正(法第 6 条の 2:平成 13 年 5 月 18 日施行)により、広島県が、全ての都市計画区域において、一市町村を越えた広域的な観点から、また長期的な視点から、都市の将来像を明確にし、その実現に向けた道筋を住民に示すため「広島圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を決定するものである。</p>
<p>広島圏都市計画区域の変更に関する意見照会について (広島県決定)</p>	<p>変更箇所: 広島市安佐南区 (1)安東七丁目の一部 (2)伴北七丁目の一部 広島市安佐北区 (1)あさひが丘一丁目～九丁目 (2)安佐町大字動物園 (3)安佐町大字後山 (4)可部町大字今井田の一部 (5)亀山南一丁目の一部 (6)亀山南二丁目の一部 (7)可部町大字南原 (8)可部町大字上町屋の一部 (9)狩留家町</p>	<p>広島圏都市計画第4回総合見直しにおいて、安佐北区あさひが丘、安佐町の動物園及び後山地区、狩留家町、亀山南一丁目・二丁目の一部及び可部町南原地区の5地区について、適正な規制・誘導により、土地の合理的な利用を図るため、都市計画区域に編入するものである。また、行政区域(区界)の変更に伴い、安佐南区安東七丁目の一部及び伴北七丁目の一部についても、併せて編入するものである。</p>

<p>広島圏都市計画区域区分の変更に関する意見照会について (広島県決定)</p>	<p>広島市全域</p>	<p>広島圏都市計画区域は、広島県の文化、経済の中心的役割を果たしているため、人口の集積が顕著であり、健康で安全かつ文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため、市街化区域及び市街化調整区域の見直しや用途地域の指定など適正な規制、誘導により、土地の合理的な利用を適宜進める必要がある。よって、広島圏都市計画区域の区域区分の第4回総合見直しを行なうものである。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)用途地域の変更について (広島市決定)</p>	<p>広島市全域</p>	<p>第4回総合見直しにおいて、用途地域について、都市計画区域の拡大と区域区分の変更に伴うもの、及び平成14年度に、総合見直しに先行して変更手続きを実施している、都心及び拠点地区の機能強化や都市計画道路などの都市基盤整備などに対応するもの以外を、変更するものである。</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)防火地域及び準防火地域の変更について (広島市決定)</p>	<p>広島市全域</p>	<p>第4回総合見直しにおいて、区域区分及び用途地域の変更に伴い高容積率を指定する地区などを面的に不燃化を促進すること、「災害に強いまちづくりプラン」の中で都市防災上重要な施設としている区役所の周辺市街地の中で、これまでに防火地域及び準防火地域が指定されていない安佐南区役所周辺と安芸区役所周辺地区の不燃化を促進するために、防火地域及び準防火地域の区域を拡大する。 【防火地域】 約 515.2ha→約 515.5ha 【準防火地域】 約 2,644.7ha→約 2,656.1ha</p>
<p>広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の変更について (広島市決定 変更箇所:都心コア住居地区 ほか 12 地区)</p>	<p>変更箇所: (1)都心コア住居地区 (2)へさかレインボーハイツ桜坂地区 (3)ライブヒルズ未来地区 (4)古江上田方地区 (5)サンコート花</p>	<p>変更箇所: (1)都心コア住居地区 人口増減や建築動向などについて調査を行い、人口減少率や容積率の達成状況などを指標として、都心居住の促進を図る必要がある地区を本地区計画に追加するものである。 (2)西風新都高附住宅地区、可部亀山地区 第4回都市計画総合見直しにおいて、当該開発団地の区域を一体の区域として都市計画区域および市街化区域に編入する手続きを進めており、これに伴い地区計画を変更するものである。</p>

	<p>みずき台地区 (6)西風新都 A.CITY戸建地区 (7)西風新都伴南工業地区 (8)西風新都高附住宅地区 (9)西風新都伴北工業地区 (10)西風新都梶毛東地区 (11)光陽台地区 (12)可部亀山地区 (13)五日市海老山南地区</p>	<p>(3)西風新都伴南工業地区、西風新都梶毛東地区 平成10年度以降で造成の完了した区域について、第4回都市計画総合見直しにおいて市街化区域に編入する手続きを進めており、あわせて同区域に地区整備計画を定めるため、地区計画を変更するものである。 (4)上記以外の8地区 第4回都市計画総合見直しにおいて、一体の区域として市街化区域に編入する手続きを進めており、これに伴い地区計画を変更するものである。</p>
<p>建築基準法第22条第1項の規定に基づく区域の指定について (特定行政庁:広島市長)</p>	<p>新たに都市計画区域(防火地域及び準防火地域を除く。)となる区域</p>	<p>都市計画区域は、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域であり、本市では、現在、防火地域及び準防火地域以外の都市計画区域について、延焼の防止という防火上の必要性から、建築物の屋根の構造を火災の発生を防止する性能としなければならない区域として指定しており、今回、新たに都市計画区域となる区域についても、同様の理由により、当該区域として指定しようとするものである。</p>